

平成23年度

町政執行方針概要

全国の町村は過疎化、少子高齢化の進行や財政状況の悪化等厳しい環境の中で、それぞれ創意と工夫を凝らし、様々な行政課題に取り組みながら、活力と魅力ある地域づくりを目指し懸命な努力を続けております。併せて昨今の円高や株価の変動等回復の兆しを見せない経済情勢は、失業率の上昇や税収の減少等、地域の状況を一層深刻化させております。

このような社会情勢の中、本町はここ4年間大きな自然災害もなく経過し、基幹産業である農業・林業・水産業において、昨年は、春先の雪解けの遅れや夏の異常な高温の影響により主要作物に一部被害を受けたものの、関係者の努力と関係機関の指導により、生産高において当初の計画から乖離することなく推移されたところであります。商工業関連業種においては、景気低迷等により大変厳しい時代を迎えておりますが、国の経済活性化対策に加え、町独自の事業を展開し、町内の景気回復や雇用促進を引き続き推進してまいります。新たな交通体系「ふれあいバス」の運行については、町民の皆様のご協力により順調なスタートをすることができました。福祉施設の整備充実を目指して増床を行った特別養護老人ホームについても、安全・安心な施設として評価をいただいているところであります。しかし、地域医療を基本理念とする北海道厚生連に病院経営を委託し、半世紀にわたる歴史的な背景のある佐呂間厚生病院を、無床の診療所へ転換するという苦渋の決断をせざるを得ない状況となったことは、誠に残念でなりません。

このように厳しい時こそ、町民の皆様の暮らしをしっかりと守るため町の財政力を最大限活用し、関係者の方々と充分協議を重ね、課題解決に向け全力を傾けてまいります。

新たな発展の軌道へ乗せる
確かな歩みの年へ

行財政運営

◆行財政改革

平成21年度からの自治体財政健全化法により、地方公共団体の財政判断の目安として、健全化判断比率の公表が義務づけられております。

行政運営は最小の経費で最大の効果を上げることが基本であり、住民の要求に適切した行政サービスの提供を行い、効果的・効率的な行政運営を進めるため、今後とも平成17年策定の「第3次佐呂間町行政改革大綱」を継続して推進し、更なる行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営に努めてまいります。また、職員的能力を最大限に引き出していくことが重要であるという認識から、明確な基準に基づき能力、実績を正しく反映させる人事管理制度の実施に取り組んでまいります。

変革と挑戦の精神のもとに
全力を尽くして



生活環境の整備

◆生活環境

公営住宅については、老朽化により昨年度調査設計を行った若佐第1団地1棟8戸を新設致します。

水道については、北海道の営農用水事業と町の簡易水道事業との合併施工により、佐呂間簡易水道施設と旧北富地区営農用水施設との統合を図る佐呂間簡易水道区域拡張事業を進め、今後も施設の更新や統合を図り維持管理に努め、安全で安心な水を供給してまいります。

下水道については、本年度も長寿命化計画の策定を進め、効果的な施設更新を計画して参ります。主な事業としては、監視制御装置更新事業の実施、区域外の合併処理浄化槽設置の支援について引き続き実施してまいります。

次に、し尿の処理については、遠軽地区広域組合南兵村衛生センター改修工事を平成20年度から実施しており、本年度で改修工事を終え、適切な処理作業の向上に努めてまいります。

ごみの処理・リサイクルについては、町民の皆様のご協力により分別収集、有料収集及び蛍光灯や乾電池類のリサイクル収集等、ごみの発生・排出の抑制に取り組み、安全で確実なごみ処理体制を推進し、環境の保全に努めてまいります。地球温暖化防止や二酸化炭素排出量の削減という地球規模での喫緊の課題を身近な問題としてとらえ、化石燃料に代わる再生可能なエネルギーの普及を促進するため、太陽光発電システムを設置する町民に対し支援を行い、低炭素社会の構築に努めてまいります。

◆安全な生活

交通事故抑止については、町民や関係機関・各団体等との緊密な連携による、事故件数・傷者数は前年より減少しております。悲惨な交通事故撲滅のため本年度も引き続き各種啓発活動等を積極的に推進し、町民一人ひとりの心に訴える効果の高い運動を関係機関の協力を得ながら進めてまいります。

近年の犯罪情勢については、全国的な経済不況や雇用不安の影響で依然として悪化の傾向にあり、治安を巡る情勢は厳しい現状にあります。

特に子どもが被害者となる凶悪事件や高齢者を狙った「振り込め詐欺」「悪質商法」の横行等犯罪が多様化しており、私達の社会生活を脅かしている状況にあります。このことから地域住民に「町民110番協力の家」としての協力を願うなど、自主防犯意識を高めるとともに、町民一体となつて安全で安心できる住みよい地域社会づくりを実現するために、本町では「佐呂間町安全安心まちづくり条例」を制定し、犯罪のない安全で安心して暮らせる町づくりを推進しております。今後においても、警察や防犯協会等と連携を図りながら地域安全活動を推進し、犯罪のない明るい町づくりに努めてまいります。また、災害や事故の多様化に的確に対応し、町民の生命及び財産を守るため、消防団員の確保及び消防体制の更なる充実強化に努め、厚

生病院の無床化に伴う救急体制の強化を図り、町民の命を守ることに全力で取り組んでまいります。

消防救急無線のデジタル化については、平成28年の移行に向け関係機関との事前の協議を取り進めてまいります。

防災体制の強化については、昨年承認された佐呂間町防災計画及び佐呂間町防水計画の普及・啓発を図り、町民の防災意識の高揚に努めてまいります。

◆交通網の整備

本年度の道路改良舗装工事については、継続3路線と新規2路線の実施を予定しております。また、調査・設計については町道2路線を計画しており、町民が安全で安心できる道路交通網の整備・維持管理に努めてまいります。

また、平成22年10月から運行開始いたしました「ふれあいバス」は、町内路線及び町外路線とも順調に運行され、利用者に大変好評であるとの報告を受けております。特に遠軽や北見に向かう路線で

は、予想を上回る多くの方に利用されており、今後の運行についても安全運行や利便性に配慮し、利用促進に努めてまいります。

産業の振興

◆農業

昨年、国は農政の大転換の第一歩として稲作経営をモデルに「戸別所得補償制度」を導入し、本年度からは畑作経営にも取り組むこととなりましたが、本町農業への影響が非常に懸念される状況であります。こうした中、本町農業の持続的な発展を図るため、農業振興条例の趣旨と基本方針を踏まえ、各種政策を積極的に推進してまいります。

土づくりを基本として、農業生産基盤の整備と維持、老朽化が著しい営農用水施設の整備に努め、自然や環境に配慮した農業生産環境の改善のため農業環境規範の遵守等に積極的に取り組むとともに、国の「戸別所得補償制度」に対応した生産体制の確立に向け、関係者とともに取り組ん

でまいります。また、流動化する多くの農地の有効利用と遊休化の防止を図るため、農業委員会を始め農協や農業関係機関との連携のもとに農用地流動促進施策の効果的な推進に努めてまいります。

良質な水の供給を待ち焦がれていた浜幌地区の営農用水事業は完了し、今後は道営中山間地域総合整備事業さろま地区により、旧北富地区の営農用水施設更新事業について、早期の供用開始を目指し事業推進に努めてまいります。また、道営草地整備事業サロマ地区及び知来地区道営基幹水利施設ストックマネジメント事業については、本年度完了を目指し引き続き事業の推進を図ってまいります。

昨年度、国の交付金事業として採択され、農協が実施主体で整備を進めている麦乾燥貯蔵施設とTMRセンターの建設事業は、本年度完成を目指しています。このTMRセンターは、本町における酪農の新しい取り組みとして今後の酪農振興を図る上で大変期待するところであり、その建設に対して支援をし

てまいります。

土づくり対策では、土壌診断等の土づくりの基本となる取り組みに対して引き続き助成を行うとともに、堆肥の有効活用を図るために整備された家畜ふん尿処理施設の適正管理についても、関係機関と協力し指導に努めてまいります。また、最盛期には19箇所

の牧場で運営しておりました町有牧場も、近年は入牧頭数の減少が著しいことから7箇所の牧場に集約を図り、効率化した利用組合の運営体制のもと、入牧頭数の確保とともに足腰の強い丈夫な牛の育成に努めてまいります。

農業経営は、生産資材価格等がいまだ高止まりの傾向で厳しい経営を余儀なくされていることから、経営の維持安定を図るため各種農業制度資金に対する助成を継続する等、必要な支援を行ってまいります。また、新規就農者や農業を継承し経営規模拡大に取り組む後継者に対して引き続き支援を行うとともに、やる気の出る魅力ある政策を掲げ、農協等関係機関との連携

を図り体制の整備に取り組んでまいります。更に「食の安全・安心」への関心が高まる中、消費者から信頼される農畜産物の生産に向け、農業者、農業関係者との連携のもと、今後もクリーン農業サロマの推進に努めてまいります。

◆林業

森林がもつ水資源や生態系保持等の公益的機能の維持、増進を図り、国有林及び民有林との連携のもと広域的な森林づくりを進めるため、民有林振興対策として民有林育成指導事業、人工造林推進事業等に対する支援及び町有林の計画的な整備として保育事業、造林事業、素材生産事業等を実施してまいります。

エゾシカの生息数が増加し農業や林業への被害が増えていくことから、関係機関や猟友会との連携を強化し、有害鳥獣の駆除を継続的に実施してまいります。また、猟友会会員の育成支援として新規会員の猟銃の所持許可、狩猟免許の取得及び猟銃の購入に要する経費に対する支援を引き

続き行なってまいります。

◆水産業

漁業については、水産資源や漁場環境の維持保全に努め増養殖技術の向上を図るため、漁港等の基盤整備を促進するとともに、計画的な栽培漁業による安定した水産物の供給に努めるため、各種事業に対して支援を行ってまいります。なお、本年度の漁港整備事業は、富士本港では外郭施設の整備、若里分港では外郭・係留・輸送施設の整備、サロマ湖漁港では第1及び第2湖口の深浅測量調査、第2湖口の護岸・橋梁整備等が予定されております。

◆商工業

明るい町づくりには、地元商店街の活性化と利用促進が重要であり、後継者対策や低下傾向にある購買力の向上を目指すため、商工会組織の強化、町内建設産業の振興と建設雇用の安定対策として住宅建設促進事業を、消費流出防止と需要の喚起対策としてプレミアム付全町共通商品券発

行事業、トータルタイヤ販売促進事業を引き続き支援するとともに、中小企業振興資金制度を有効に活用した金融支援対策を進めてまいります。

福祉医療の充実

◆地域福祉

少子高齢化が急速に進展する中、町民が健やかに安心して暮らせる地域づくりを進めることは私の最大の責務であります。地域福祉計画の総括的な役割を持つ第4期佐呂間町総合計画に基づき、その推進役である社会福祉協議会や関係機関、民生委員及び自治会との連携を密にし、住民相互の絆を深め、やさしい福祉の町づくりを推進してまいります。

国民健康保険事業は、高齢者医療の増大や制度改正の影響から保険税率の引き上げが必要となる厳しい事業運営が予測される中で、医療費の適正化対策等事業の安定的な運営を図ってまいります。

介護保険事業は、第4期介

当面する行政課題

護保険事業計画に基づき地域や関係機関と連携し利用者自らが選択した介護サービスの提供を行うとともに、昨年度末に実施した「日常生活圏域ニーズ調査」をもとに第5期介護保険事業計画を策定してまいります。

◆高齢者福祉

高齢者福祉については、高齢者の抱える様々な課題等に対処し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、高齢者やその家族の総合的な支援を行うことを目的に「佐呂間町高齢者あんしんネットワーク会議」を発

足し、生きがいをもち健やかに暮らせる町づくりを目指してまいります。特別養護老人ホームについては、定員が短期入所を含め65床となり、今後も利用者が安心して快適な日常生活を過ごせるよう、人格や能力を尊重した中で自立を援助する環境づくりを推進してまいります。

◆児童福祉

児童福祉については、近年

の少子化の進行、核家族化の進展及び女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加等、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、子どもの成長や子育ての問題は複雑化しているのが現状であります。安心して子どもを生み育てるため、子育て支援センター、保育所、保健福祉課及び社会教育課が連

携し、次世代育成支援行動計画の後期計画である「さるま夢子ちゃんの青い鳥をさがして」に基づき事業の充実に努めてまいります。

地域における子育て支援の一翼を担う保育所では、安心して子育てができる保育環境や一時保育の充実に努めて参ります。また、保育所通所バス利用者以外の遠距離通所世帯に対し、通所経費の一部について継続して支援を行ってまいります。

学童保育の一端を担う児童館では、昨年運行が開始されたふれあいバスの運行時間に連動した開館時間の延長を行い、町内全域の小学生の受け入れ体制整備に取り組んでまいります。また、昨年度の子

育て支援策として創設された子ども手当や子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンについて必要な予算措置を行うとともに、予防接種や更なる健診の必要性について啓発を行ってまいります。

◆保健医療

保健医療については、本年も各種健診、保健指導を実施するとともに、町民が自ら健康づくりに取り組む意欲の醸成をねらいとした「サロマゲンキマイレージ事業」の取り組みを強化し、生活習慣病予防、健康づくり活動を実施します。また「運動・食生活・心の健康」の三本柱で構成している「健康づくり行動計画」について、その推進期間を見直し、国が策定する「健康日本21」や北海道が策定する「すこやか北海道21」と連動を図るため、本年度は「健康栄養基礎調査」を実施し、町民の健康状態を把握した上で、町民にとって真に必要な健康づくり行動計画の策定につながるよう努めてまいります。

▼佐呂間厚生病院の無床診療所問題

昨年末に北海道厚生連が提案した無床診療所への転換については、全国的な医師不足の現状から受け入れを余儀なくされ、年明けに行った住民説明会においても、入院機能の廃止は今後の生活に不安を与えるとの声がありました。が、医師の確保ができない中で無床化もやむを得ないこととご理解いただけたと感じております。

今後は、入院機能がなくても住民の命を守る診療所として、安心して外来診療が受けられる体制や入院が必要な患者の適切な病院への転院が行われること、更に予防接種や各種健診等健康を守る事業への協力についても要請してまいります。また、民間診療所の運営についても、医師との連携を密にし地域医療が継続できる環境づくりを目指して全力で支援してまいります。

▼TPPへの対応

政府が唐突に打ち出したTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉への参加は、農業等の第一次産業ばかりでなく関連産業を含めた地域経済に対しても甚大な影響を及ぼすことが懸念される中、「第三の開国」を掲げる菅政権は、困難な協議としながらも相互理解が得られるよう前進させて行きたい、との方針を打ち出しています。更には、中断されていた日豪EPA（経済連携協定）交渉やWTO（世界貿易機関）農業交渉も再開されるといった、まさに予断を許さない厳しい状況にあります。この問題は「この国のかたち」のゆくえが憂慮される事態であり、本町自体の崩壊にも繋がり兼ねない重要課題として、今後も国の動向を注視しながら、農業・林業・水産業、更には商工業等関係団体とより一層の連携を図り、適切に対応してまいります。

平成23年度

教育行政推進方針概要

少子高齢社会が益々進展する中、国においては、約30年ぶりに学級編制基準が改正となり、小学1年生に限り35人以下学級が実現することとなり、本年度から実施される予定です。本町においては、残念ながら現状では該当いたしません、更なる少人数学級への足がかりになって欲しいと願っております。

小学校では、本年度から本格的に新学習指導要領に基づく教育課程が実施されることにより、授業時数の増加はもとより、授業内容も新たな内容が追加され、知・徳・体のバランスのとれた子ども達の「生きる力」をより一層育む教育を行うことが求められております。このような中、本町では昨年に引き続き、保育所から佐呂間小学校1年生への円滑な就学に配慮し、独自で教員を採用し、2クラス編

制といたします。一昨年から実施しております二期制とあわせ、子ども達の学力向上はもとより、少しでも教職員個々の負担を緩和し、精神的にも肉体的にも余裕をもつことにより、子ども達と触れ合う時間を確保することに努めてまいります。

社会教育においては、昨年度、第5次佐呂間町社会教育中期計画が終了すると並行し、第6次計画の策定のため、社会教育委員会を中心とした20名の委員を委嘱し、計画策定を諮問したところであります。委員には、熱心に検討・協議をしていただき、2月に最終答申を受け、これに基づき第6次佐呂間町社会教育中期計画を策定いたしました。社会の持つ様々な教育機能の充実を図り、学習活動により、生きがいのある人生を築き、共に生きる地域社会の実現が

求められております。平成23年度教育行政推進にあたっては、第4期佐呂間町総合計画及び第6次佐呂間町社会教育中期計画に基づき、佐呂間町教育目標『自ら学び・ともに磨き合い・広い心と・生きがいをもち・ふるさとを愛する・たくましいサロマン』を目指し、本町の豊かな自然や歴史、文化を踏まえ、地域の特性を活かし、小中高の学校間の連携、更には地域との連携を密に次の3点を重点に教育行政を進めてまいります。

一、「生きる力」を育むための「確かな学力の向上」と「豊かな心の育成」「健やかな身体育成」を図るため、基礎・基本の定着と家庭や地域と連携した学習習慣の定着を図る学校教育の推進と、そのための基盤整備

一、一人ひとりが生涯を通して生きがいのある充実した生活と自己実現を実感できる生涯学習社会の推進と学びを支える教育環境の整備

一、人々の生活に潤いや生きがいをもたらす文化活動や、心身ともに健康で充実した生活を目指すスポーツ活動の推進と、そのための基盤整備

「生きる力」を
育む教育の実践



学校教育の充実

◆学習指導

小学校において、本年度から新学習指導要領が全面实施されます。この基本理念は「生きる力を育むこと」であり、学力・体力をしつかり備えることができる教育を行う体制整備に取り組んでまいります。特に学力向上には授業はもとより、家庭学習の習慣化が必要であると考えますので、各家庭のご理解をいただき、校長先生のリーダーシップのもと、教職員が一丸となって取り組んでまいります。

教職員の各種研修会への参加奨励や経費の負担を行い、教師としての自覚と誇りを持つて教壇に立つために、一層の指導力の向上に努めてまいります。

学校間連携の必要性は、年々高まってきており、本町におきましても小中高の枠を超えて、それぞれの教職員の専門性を発揮し、実践的かつ効果的な教育が進められるよう基盤を整備してまいります。

◆道徳教育

発達段階に応じた道徳教育を充実させ、「心のノート」の活用等も含め、地域での体験活動等を推進し、社会の一員として生きていくために必要な道徳性・社会性を身に付けさせる指導を行ってまいります。

◆特別支援教育

本年度は、浜佐呂間小学校にも特別支援学級が新設され、町内全ての小中学校に特別支援学級が設置されることとなります。

児童生徒個々に応じたきめ細やかな支援を行い、自立や社会参加のための指導を行ってまいります。また、安定した学級運営のため、引き続き佐呂間小学校、浜佐呂間小学校、佐呂間中学校に特別支援員を配置してまいります。

◆国際理解教育

小学校における外国語活動の導入に伴い、姉妹都市から派遣を受けております英語指導助手を更に活用し、国際理解教育を進めてまいります。

また、中学校においては、姉妹校交流促進のため、本年度も交流事業を実施し、国際感覚を身に付けた児童生徒の育成に努めてまいります。

◆学校給食

本年度も児童生徒に「おいしく・豊かで・安全な給食」を提供し、生産者等との連携を深め、地域に根ざした給食を目指してまいります。また、学校給食を核とした食育を推進し、児童生徒に、食に対する意識を高めてまいります。

◆佐呂間高校存続対策

平成23年度の佐呂間高校の募集につきましては、道教委のご理解により二間口での募集となり、ひとまず安堵いたしているところであります。

今後につきましても、中学生の進路動向を把握し、道教委に本町の実情を訴え、必要間口の確保について要請を続けてまいります。

また、佐呂間高校に対しましては、魅力ある学校づくりを進めていただき、町としても姉妹校交流の助成やふれあ

社会教育の充実

◆社会教育

社会教育活動は、生涯学習社会を形成するための人づくりであり「いつでも、どこでも、だれでも」楽しく学ぶことができ、

生きる喜びを実感できる地域づくりを目指すものであります。佐呂間町社会教育目標『人々を 地域を 夢を育む サロマの未来』を基底とした第6次佐呂間町社会教育中期計画が、本年度からスタートいたします。この計画は、中期計画策定委員が町民の意見を聴取するとともに、会議を重ね、今後5年間の方向性を示したものであります。

町民の自発的・主体的な学習に対する支援や多様化、高度化する学習要求に応える各種事業の展開や情報提供の強化に努めてまいります。

◆社会体育

スポーツ活動は、健康保持や体力増強はもとより、仲間が広がりが、楽しみ、生きがいを得て豊かな生活をもたらします。また、スポーツを通じて、心と体が鍛えられるとともに、幅広い人間関係が形成され、豊かな地域を築くことにもつながります。そのために、町民のスポーツ活動の支援に力を入れるとともに、体育館、武道館・温水プール等体育施設の有効活用による「生涯スポーツの町宣言」に沿った、スポーツの振興に努めてまいります。

◆図書館

図書館は町民の生涯学習の拠点として、町民からのリクエスト等も受けながら、蔵書の充実、多種多様な最新情報資料の提供、郷土資料の収集に努め、学校との連携を図りながら、子ども達への総合学習等の場として、積極的な支援を行ってまいります。また、図書館各種事業の開催、館外活動、ボランティアサークルの育成に努めてまいります。